

令和4年度（2022年度）  
熊本県公共事業事前評価  
（令和5年度（2023年度）当初予算新規計上箇所）

農林水産部

令和5年2月

## 公共事業事前評価一覧表(令和4年度評価実施)

担当部・課名	農林水産部 農村計画課
事業種名	農業農村整備事業

番号	予算事業名 ( )は国の事業名	路線名・箇所名等	広域本部 (振興局)名	事業箇所		予算 区分	計画予定期間		総事業費 (百万円)	備考
				市町村名	箇所名		着手	完了		
	<b>【生産基盤】</b>									
1	農業生産基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)	矢護川	県北	大津町		補助金	R5	R11	1,675	90点
2	農業生産基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)	久重南	玉名	南関町		補助金	R5	R10	520	80点
3	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)	長山東	玉名	南関町		補助金	R5	R11	946	84点
4	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)	第一草部	阿蘇	高森町		補助金	R5	R11	901	80点
5	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)	久石	阿蘇	南阿蘇村		補助金	R5	R11	864	79点
6	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)	不知火干拓	県南	氷川町、宇城市		補助金	R5	R12	3,525	84点
7	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型)	上原田	球磨	人吉市		交付金	R5	R9	660	71点
8	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型)	高原	球磨	相良村		交付金	R5	R11	790	80点
	<b>【排水機場・農地防災】</b>									
9	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 基幹水利施設保全身)	美登里	県央	熊本市		交付金	R5	R9	990	78点
10	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 基幹水利施設保全身)	晒	玉名	玉名市		交付金	R5	R9	943	81点
11	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 農地集積促進型)	若洲	県南	氷川町、宇城市		補助金	R5	R10	3,258	84点
12	農村地域防災減災事業 (農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 一般整備型)	下小森	阿蘇	西原村		補助金	R5	R7	310	76点

※予算区分は「補助金」「交付金」「その他」から記入



# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)
ふりがな 地区名	やごがわ 矢護川 地区
事業箇所	菊池郡大津町矢護川、真木 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) ( 7年間 )
総事業費	1,675 百万円 (うち県費 460 百万円 )
事業内容	受益面積A=23.0ha 区画整理工 23.0ha
事業目的	<p>本地区は大津町の北部に位置し、中央に一級河川矢護川、南側に主要地方道菊池赤水線に囲まれた、1/25程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均9aと小区画である。道路幅員も2.0m程度しかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(44.8%⇒100.0%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場へと整備し、併せて高収益作物(さといも、にんじん等)の作付面積を増加することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

大津町の北部に位置し、中央に一級河川矢護川、南側に主要地方道菊池赤水線に隣接する、1/25程度の地形勾配を有する水田地帯である。

【写真②】

地区の一部は高収益作物である人參の作付けも行われているが、水稲の作付けを主とした水田地帯である。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.48
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤の整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現況の基盤のままでは生産性が低いことから、水田の汎用化が図れず、担い手への集積拡大が困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法            今後実施予定</li> <li>・文化財保護法        協議済</li> <li>・道路法                事前協議済</li> <li>・河川法                事前協議済</li> <li>・土壤汚染対策法      実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	大津町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業と位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるためには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで、大津町及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	e	0
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	35

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計				評点
100				90

## 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

## 【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)
ふりがな 地区名	くしげみなみ 久重南 地区
事業箇所	玉名郡南関町久重 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和10年度 (2028年度) ( 6年間 )
総事業費	520 百万円 (うち県費 142 百万円 )
事業内容	受益面積A=5.4ha 区画整理工 5.4ha
事業目的	<p>本地区は、南関町の西部に位置し県道荒尾・南関線の西側、二級河川関川流域の準用河川山付川沿いに広がる、1/30程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均8aと小区画である。道路幅員も2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(46.7%⇒100.0%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(なす、かぼちゃ等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

## 【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

## 【写真①】

南関町の西部に位置し、県道荒尾・南関線の西側、準用河川山付川沿いに広がる、1/30程度の地形勾配を有する中山間地域の水田地帯である。

## 【写真②】

用排水兼用水路であり、老朽化による漏水や不同沈下等により、用水管理や用水の確保に苦慮している。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.11
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・土壤汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	南関町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで南関町、南関町土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計	/	評点
100	/	80

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者:農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	ながやまひがし 長山東 地区
事業箇所	玉名郡南関町長山 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) ( 7年間 )
総事業費	946 百万円 (うち県費 241 百万円 )
事業内容	受益面積A=12.8ha 区画整理工 12.8ha
事業目的	<p>本地区は、南関町の南西部に位置し北側に県道荒尾・南関線、南側に県道大牟田・植木線に囲まれた、1/35程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均10aと小区画である。道路幅員も2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(17.9%⇒80.7%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(かぼちゃ、ばれいしょ等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

#### (事業着手前の状況)

##### 【写真①】

南関町の南西部に位置し、北側に県道荒尾・南関線、南側に県道大牟田・植木線に囲まれた1/35程度の地形勾配を有する水田地帯である。

##### 【写真②】

用排水兼用水路であり、老朽化による漏水や不同沈下等により、用水管理や用水の確保に苦慮している。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.20
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、各農家が所有地を中心に営農しているが、基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・土壤汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	南関町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで南関町、南関町土地改良区及び事業推進委員会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	c	12
		20	計	12

合計		評点
100		84

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	だいいちくさかべ 第一草部 地区
事業箇所	阿蘇郡高森町草部 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) ( 7年間 )
総事業費	901 百万円 (うち県費 230 百万円 )
事業内容	受益面積A=13.1ha 区画整理工 13.1ha
事業目的	<p>本地区は、高森町の南部に位置し、西側に準用河川木郷川、北側に国道325号線に囲まれた、1/17程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均14aと小区画である。道路幅員も1.5m~2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(59.7%⇒80.6%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(なす、たかな等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

#### (事業着手前の状況)

##### 【写真①】

高森町の南部に位置し、西側に準用河川木郷川、北側に国道325号線に接する、1/17程度の地形勾配を有する水田地帯である。

##### 【写真②】

一部の水路は土水路であり、水管理及び維持管理に多大な労力を費やしている状況である。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.11
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、5割以上の農地が担い手に集積されているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 事前協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・土壤汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	高森町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで高森町及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、高森町教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	a	5
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計		評点
100		80

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	ひさいし 久石 地区
事業箇所	阿蘇郡南阿蘇村久石 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) ( 7年間 )
総事業費	864 百万円 (うち県費 220 百万円 )
事業内容	受益面積A=14.5ha 区画整理工 14.5ha
事業目的	<p>本地区は南阿蘇村の南部に位置し、北側に一級河川白川、県道熊本・高森線に隣接した、1/9程度の地形勾配を有する水田地帯である。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均14aと小区画である。道路幅員も2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリート二次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(84.5%⇒90.2%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(ブロッコリー、ばれいしょ)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

#### (事業着手前の状況)

##### 【写真①】

南阿蘇村の南部に位置し、北側に一級河川白川、県道熊本・高森線に隣接した、1/9程度の地形勾配を有する水田地帯である。

##### 【写真②】

用水路は設置から60年以上経過し、老朽化による維持管理に多大な労力を費やし、営農計画に多大な支障が出ている状況である。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.17
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえに、水田の畑作利用が出来ない状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 事前協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・土壌汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	南阿蘇村は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで南阿蘇村、久木野村土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・渓谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、南阿蘇村教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	b	4
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	36

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	a	5
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計		評点
100		79

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地区名	しらぬいかんたく 不知火干拓 地区
事業箇所	八代郡氷川町若洲 地内 宇城市小川町不知火 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和12年度 (2030年度) ( 8年間 )
総事業費	3,525 百万円 (うち県費 892 百万円 )
事業内容	受益面積A=388.3ha 用水管整備工 3.6km 排水路整備工 11.3km 農道整備工 0.5km
事業目的	<p>本地区は、八代海と宇城市、氷川町、八代市に囲まれ、国営干拓事業により整備された平坦な水田地帯で、水稻、WCS用稲、アスパラガス、ねぎ等が生産されている。</p> <p>昭和42年から48年の県営ほ場整備事業、平成5年から15年の土地改良総合整備事業により、用水管、農道等が整備されているが、支線排水路は土水路のまま排水不良が生じており、用水管は一部区間において漏水事故が多発している状態で、維持管理に多大な労力と経費を費やしている。</p> <p>また、農道の一部区間が未整備で狭小であるため、大型農業機械のすれ違いができない状況である。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により用水管、排水路、農道の整備及び農地集積の推進(88.9%⇒94.0%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

支線排水路(土水路)の法面崩壊・土砂体積による排水不良の状況

【写真②】

用水管路の漏水事故状況

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 3.44
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>本地域では、水稻や小麦、WCSに加えて、ねぎ、トマト、キャベツ、レタス、ブロッコリー、アスパラガス等が栽培されており、多彩な営農が展開されている。</p> <p>本事業を実施しない場合、主要施設である用水管からの漏水により、安定した用水の確保ができなくなる。</p> <p>また、支線排水路が未整備であるため、排水不良による作物の品質低下や災害による被害発生が想定されるとともに、施設の維持管理労力の増大により、本地区における安定した営農の継続が困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・土壤汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	県営若洲地区水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型)により、若洲排水機場の更新が予定されている。
市町村、地元の状況	氷川町及び宇城市は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで氷川町、宇城市、氷川土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	a	5
		10	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	d	4
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	c	9
		40	計	25

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	b	4
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	29

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計	/	評点
100	/	84

## 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

## 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型)
ふりがな 地区名	かみはらだ 上原田 地区
事業箇所	人吉市上原田町 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5457 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和9年度 (2027年度) ( 5年間 )
総事業費	660 百万円 (うち県費 181 百万円 )
事業内容	受益面積A=63.8ha 用水路工 10.2km
事業目的	<p>本地区は、人吉市の北東部に位置し、万江川の右岸に沿った台地状の畑地帯であり、水源に乏しいため畑作物を中心として天水による営農を行っている。</p> <p>昭和51年から61年に県営畑地帯総合土地改良事業により、農道整備及び区画整理が行われている。</p> <p>当時は、川辺川ダムを水源として計画されていたが、国営事業の廃止により依然として用水が不足しており、代替水源を地下水として、早急な農地への配水施設の整備が求められている。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により畑地かんがい施設の整備及び農地集積の推進(60.6%⇒80.0%)を行うことで、水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(さといも、たまねぎ等)の作付面積を増加することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

## 【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

県営モデル事業で配水している農地状況

【写真②】

かんがい施設未整備の農地状況

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.12
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、6割以上の農地が担い手に集積されているが、畑地かんがい施設整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低く、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 事前協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・土壌汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>人吉市は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで人吉市及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。</p>

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、人吉市教育委員会と連絡を取りながら、工事時の立ち合い等により埋蔵文化財への配慮を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	c	3
		10	計	8

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	34

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	c	9
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	21

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計	/	評点
100	/	71

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者:農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 畑地帯総合整備中山間地域型)
ふりがな 地区名	たかんばる 高原 地区
事業箇所	球磨郡相良村川辺 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5457 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和11年度 (2029年度) ( 7年間 )
総事業費	790 百万円 (うち県費 202 百万円 )
事業内容	受益面積A=29.9ha 区画整理 29.9ha
事業目的	<p>本地区は、相良村の南部に位置し、球磨広域農道(フルーティールoad)の北側に位置する台地に広がる畑地帯であり、ソルゴーやそばを中心とした営農が展開されている。</p> <p>本地区はほ場整備が未実施で、区画は平均12aと小区画である。道路幅員も2.0m程度と狭小で大型機械の導入のほか農地集積の阻害要因となっており、地区内には用水源が存在せず、水管理に多大な労力を強いられており、慢性的な用水不足によりやむを得ず休耕を強いられる農地もみられる。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により区画整理、水源の確保及び農地集積の推進(63.3%⇒80.2%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(アスパラガス、ごぼう等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

1筆が5a~20aと狭小農地であり、多くの農地が道路に接していない。

【写真②】

農道幅員が2.0m程度と狭小で大型農業機械の通行及びすれ違いに支障を来している。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.33
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、6割以上の農地が担い手に集積されているが、生産基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低く、担い手への集積拡大も困難な状況である。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・道路法 事前協議済</li> <li>・土壌汚染対策法 実施時に届出予定</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>相良村は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p> <p>また、相良村から熊本県に対し、相良村振興策の提案が行われている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで相良村及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。</p>

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(区画整理・再整備)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	e	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	c	3
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農効果	15	a	15
		40	計	38

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	c	9
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	21

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	b	16
		20	計	16

合計	/	評点
100	/	80

## 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

## 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型)
ふりがな 地区名	みどり 美登里 地区
事業箇所	熊本市西区美登里町 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和9年度 (2027年度) ( 5年間 )
総事業費	990 百万円 (うち県費 287 百万円 )
事業内容	受益面積A=236.4ha 排水機場 1式
事業目的	<p>本地区は、熊本市西区に位置する一級河川緑川右岸沿いの水田地帯であり、水稻及び施設園芸等が盛んに作付けされている。</p> <p>地区の強制排水は、昭和51年に県営湛水防除事業で整備された美登里排水機場及び平成14年に県営土地改良総合整備事業で整備された天明東部排水機場により行われている。</p> <p>しかし、美登里排水機場は設置後45年以上が経過し、施設管理者の熊本市は適正な維持管理を行ってきたが、老朽化による機械の不具合が頻発化している。</p> <p>このまま放置すれば、いずれ運転不能となり、農業被害の他に一般資産被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの課題を解決するため、本事業により排水機場を早急に更新し、湛水<sup>※</sup>被害の未然防止を図ることで、農業経営の安定及び農業の維持を図ることを目的とする。</p>

※湛水…地表排水が完全に行われないため、停滞状態の水で覆われること。

## 【 現況写真 】



写真①



写真②

## (事業着手前の状況)

【写真①】  
設置後45年以上が経過した美登里排水機場

【写真②】  
既存の排水ポンプ(横軸斜流  
φ1400mm×1台、φ1300mm×2台)  
施設の老朽化に伴う機械の不具合が頻発に発生。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.48
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>現在、既存の排水機場により湛水被害を防止することで、水稲やなす、トマトを主体とした営農が展開されている。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、排水機場の機能喪失による湛水被害が発生し、本地区における安定した営農を継続することは困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>熊本市は、農業振興地域整備計画及び農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで熊本市は、受益者である熊本市南土地改良区に説明を行い、計画内容等について了解を得ている。</p>

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	a	5
		10	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	e	0
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	b	12
		40	計	32

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	d	6
	9)担い手への集積について	10	b	8
		30	計	16

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計		評点
100		78

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者:農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型)
ふりがな 地区名	さらし 晒 地区
事業箇所	玉名市小浜 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和9年度 (2027年度) ( 5年間 )
総事業費	943 百万円 (うち県費 273 百万円 )
事業内容	受益面積A=119.3ha 排水機場 1式
事業目的	<p>本地区は、玉名市の南側に位置し、一級河川菊池川に排水する流域面積317haの地域である。</p> <p>地区の排水は、水田地帯の排水路を流下し、最下流部の排水樋門から自然排水を行い、潮位が高く自然排水が利かなくなると樋門を閉扉し、晒排水機場により強制排水を行っている。</p> <p>県営湛水防除事業により設置された晒排水機場は、設置後約41年が経過し、施設は適正な維持管理を行ってきたが、老朽化による機械の故障等が頻発している。</p> <p>このまま放置すれば、いずれ運転不能となり、農業被害の他に一般資産被害の発生が懸念される。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により排水機場を早急に更新し、湛水<sup>*</sup>被害の未然防止を図ることで、農業経営の安定及び農業の維持を図ることを目的とする。</p>

※湛水…地表排水が完全に行われないため、停滞状態の水で覆われること。

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

設置後約41年が経過した晒排水機場

【写真②】

既存の排水ポンプ(横軸斜流 φ1200×2台)  
施設の老朽化による機械の故障等が頻繁に発生。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 3.03
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</p> </div>	<p>現在、既存の排水機場により湛水被害を防止することで、水稻やWCS、小麦、大麦、大豆、イチゴ、トマト、オクラ、ブロッコリー、なすを主体とした営農が展開されている。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、排水機場の機能喪失による湛水被害が発生し、本地区における安定した営農を継続することは困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針 建屋の一部に木材利用を検討</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	<p>玉名市は、農業振興地域整備計画及び農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>これまで玉名市は、施設を管理する玉名市土地改良区の総代会等で説明を行い、計画内容等について了解を得ている。</p>

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・渓谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が海域に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	b	4
		10	計	9

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	e	0
	4)受益者の仮同意状況	10	d	4
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	a	15
		40	計	29

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	c	6
		30	計	23

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計		評点
100		81

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者:農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【事業概要】

事業名	農業生産基盤整備事業 (水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 農地集積促進型)
ふりがな 地区名	わかす 若洲 地区
事業箇所	八代郡氷川町若洲 地内 宇城市小川町不知火 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和10年度 (2028年度) ( 6年間 )
総事業費	3,258 百万円 (うち県費 825 百万円 )
事業内容	受益面積A= 306.8ha 排水機場 1式
事業目的	<p>本地区は昭和26年から昭和42年にかけて国営不知火干拓建設事業によって造成された不知火干拓に位置しており、その後、昭和55年度(昭和63年度供用開始)の県営排水対策特別事業により「若洲排水機場」が設置され、水田の高度利用が行われている。</p> <p>しかし、排水機場の老朽化等によって湛水被害が発生し、担い手の規模拡大の制約及び水管理労力の増加を来している現状である。</p> <p>これらの課題を解消するため、本事業により排水機場を整備し、水管理の省力化を図るとともに、地区内の湛水<sup>※</sup>被害の防止及び水田の汎用化を図り、担い手への農地集積・集約や生産性の向上により、農業経営の安定を図ることを目的とする。</p>

※湛水…地表排水が完全に行われなため、停滞状態の水で覆われること。

### 【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

設置後約35年が経過した若洲排水機場

【写真②】

令和元年6月の湛水状況

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 5.00
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>本地域では、水稻や小麦、WCSに加えて、ねぎ、トマト、キャベツ、レタス、ブロッコリー、アスパラガス等が栽培されており、多彩な営農が展開されている。</p> <p>このため、本事業を実施しない場合、排水機場の機能喪失による湛水被害が発生し、本地区における安定した営農を継続することは困難となることが予想される。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法 今後実施予定</li> <li>・文化財保護法 協議済</li> <li>・河川法 事前協議済</li> <li>・熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針 建屋の一部に木材利用を検討</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	県営不知火干拓地区農業競争力強化農地整備事業(中山間地域型)により、受益地の排水路、用水管、農道の整備が予定されている。
市町村、地元の状況	氷川町及び宇城市は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで氷川町、宇城市、氷川土地改良区及び事業推進協議会を中心に地元説明会を開催し、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	a	5
		10	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	d	4
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	c	9
		40	計	25

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	b	4
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	a	10
		30	計	29

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計				評点
100				84

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 農村計画課長 青木 公平 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	農村地域防災減災事業 (農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 一般整備型)
ふりがな 地区名	しもこもり 下小森 地区
事業箇所	阿蘇郡西原村大字小森字堤下 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496 ) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (防災班 内線 5433 )
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和7年度 (2025年度) ( 3年間 )
総事業費	310 百万円 (うち県費 105 百万円 )
事業内容	受益面積A=15.0ha 地盤改良工 1式
事業目的	<p>本ため池は、阿蘇郡西原村の小森地内に位置し、築造は江戸時代以前で、平成15年に取水施設・底樋・洪水吐等の更新に加え、堤体の補修が行われている。</p> <p>また、平成28年熊本地震の際には堤体が破堤したことを受けて、部分的な補修が行われている。</p> <p>しかしながら、現在、堤体からの漏水が著しく、決壊が懸念されている。</p> <p>これらの課題を解消するため、堤体からの漏水を防止するとともに、耐震性能不足を解消するために堤体を改修し、堤体の決壊等の災害を未然に防止することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図ることを目的とする。</p>

### 【 現況写真 】



写真①



写真②

#### (事業着手前の状況)

ため池堤体に沿って漏水が確認されている(写真1: 漏水量把握)。  
また、漏水が水路下を潜ってほ場が湿潤状態(写真2)になる等の弊害も確認されている。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.85
事業比較  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	代替案としては表面遮水シートや刃金土による表面遮水型への再築堤が考えられるが、いずれにおいても施工中に水を抜く必要があり、その期間の営農機会が失われるため、地盤改良工法により事業を実施する。
関係法令等の手続きの把握・完了状況	・文化財保護法 協議済

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	西原村は、農業振興地域整備計画及び農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付け、地元としても早期の改修を望んでおり、現在の地域における営農を継続させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで西原村は、受益者である下小森土地改良区に説明を行い、計画内容等について了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

(排水機場・農地防災)

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	a	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	f	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
②必要性	3)特定地域振興	5	d	2
	4)受益者の仮同意状況	10	a	10
	5)用地・換地の状況	10	a	10
	6)事業実施による営農・防災効果	15	d	6
		40	計	28

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③緊急性	7)他の公共事業や施策との関連	5	d	2
	8)事業の緊急性	15	a	15
	9)担い手への集積について	10	c	6
		30	計	23

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計		評点
100		76

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 林業振興課長 廣田 邦彦 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	県営林道事業 (森林環境保全整備事業)
ふりがな 地区名	やまえくま 山江球磨 地区
事業箇所	球磨郡山江村大字万江 地内 球磨郡球磨村大字神瀬 地内
事業担当課(室)	農林水産部 林業振興課 (林道班 内線5637)
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和15年度 (2033年度) ( 11年間 )
総事業費	2,153 百万円 (うち県費 1,077 百万円 )
事業内容	車道幅員3.0m(全幅員4.0m) 開設延長12.5km
事業目的	森林基幹道山江球磨線は、球磨郡山江村万江地区と球磨郡球磨村神瀬地区を連絡する林道で、利用区域面積 1,094haにおける林業生産性の向上と適切な森林整備の促進を図ると共に、山村集落の生活環境の改善及び災害時の代替路を目的としている。

### 【 現況写真 】



現地の林況は、スギ、ヒノキの豊富な森林資源を有しているが、基幹となる林内路網の整備が遅れていることから、間伐等の森林整備が進んでおらず、森林の有する多面的機能の低下が懸念される。

このため、当該林道を開設することで、木材生産活動の増進と森林整備の低コスト化を図り、豊富な森林資源の循環利用を図る。

加えて、集中豪雨等により村道が被災した場合、大槻集落等の孤立化を防ぐための代替路としての役割を担う。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 2.14
事業比較 <small>（事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</small>	<p>事業を実施しない場合、木材生産が進まず、経済活動が停滞すると共に、適切な森林整備が進まないことで、人工林の荒廃が進行し、土砂の流出や保水力の低下など、森林の有する公益的機能が低下する。</p> <p>さらに、令和2年7月のような集中豪雨が発生した場合、再び村道横井大槻線等の生活道が被災し、大槻集落等が孤立する可能性がある。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域自立促進特別措置法 「基幹的林道の指定申請」を本年度申請予定。</li> <li>・森林法 「保安林内作業許可申請」を事業年度に申請予定。</li> <li>・土壌汚染対策法 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を全体計画調査後、提出予定。</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業により林道を開設した場合、周辺の森林整備事業の実施が増加する。
市町村、地元の状況	山江村、球磨村から県営林道事業実施に係る代行依頼書が提出されており、両村の事業推進体制も整っている。
説明会の開催状況と関係者の意向	山江球磨線に係る関係者からの同意を概ね得ている。今後、地区代表者に対する説明会を、県及び町で連携して開催する予定である。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 【沿線に希少野生動植物(クマタカ等)が生息している可能性があるため、路線計画・施工にあたっては影響の無いように配慮する。】	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 【保安林があるため、機能維持に配慮する。】	有

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 【切土・盛土の地形改変量を少なくし、天然林を極力残す等、多様な動植物が生息できるよう生態系や自然環境に配慮する。】	有

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 【工事が与える影響は軽微であると思慮されるが、法面の緑化を図る等水源かん養機能に配慮する。】	有

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

### 評点 重要性、必要性、緊急性、効率性の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
重要性	1) 事業計画の位置付け	5	c	3
	2) 事業の広域性(市町村合併支援等)	5	c	3
		10	計	6

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性	3) 特定地域振興	5	b	4
	4) 利用区域面積	10	a	10
	5) 森林経営計画の認定	15	a	15
	6) 交通の利便性	10	b	8
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	7) 森林資源の成熟度	10	a	10
	8) 他の公共事業や施策との関連	10	a	10
	9) 地域防災上の効果	10	a	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
効率性	10) 費用対効果の算定	20	a	20
		20	計	20

合計	100		93
----	-----	--	----

# 公共事業事前評価調書

[ 評価調書作成者: 林業振興課長 廣田 邦彦 ]

## 事業プロフィール

### 【 事業概要 】

事業名	県営林道事業（森林環境保全整備事業）
ふりがな	ようらにし
地区名	四浦西 地区
事業箇所	球磨郡相良村大字四浦西 地内
事業担当課(室)	農林水産部 林業振興課(林道班 内線5637)
事業期間	令和5年度 (2023年度) ~ 令和15年度 (2033年度) ( 11年間 )
総事業費	2,704 百万円 (うち県費 1,352 百万円 )
事業内容	車道幅員3.0m(全幅員4.0m) 開設延長15.9km
事業目的	森林管理道四浦西線は、球磨郡相良村瀬馳地区と津留地区を連絡する林道で、利用区域面積556haにおける林業生産性の向上と適切な森林整備の促進を図ると共に、山村集落の生活環境の改善及び災害時の代替路を目的としている。

### 【 現況写真 】



現地の林況は、スギ、ヒノキの豊富な森林資源を有しているが、基幹となる林内路網の整備が遅れていることから、間伐等の森林整備が進んでおらず、森林の有する多面的機能の低下が懸念される。

このため、当該林道を開設することで、木材生産活動の増進と森林整備の低コスト化を図り、豊富な森林資源の循環利用を図る。

加えて、集中豪雨等により県道、村道が被災した場合、中尾・平・小柏・山口集落の孤立化を防ぐための代替路としての役割を担う。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.37
事業比較 <small>（事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)</small>	<p>事業を実施しない場合、木材生産が進まず、経済活動が停滞すると共に、適切な森林整備が進まないことで、人工林の荒廃が進行し、土砂の流出や保水力の低下など、森林の有する公益的機能が低下する。</p> <p>さらに、令和2年7月のような集中豪雨が発生した場合、再び県道相良人吉線等の生活道が被災し、中尾・平・小柏・山口の各集落が孤立する可能性がある。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域自立促進特別措置法 「基幹的林道の指定申請」を本年度申請予定。</li> <li>・森林法 「保安林内作業許可申請」を事業年度に申請予定。</li> <li>・土壌汚染対策法 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を全体計画調査後、提出予定。</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	本事業により林道を開設した場合、周辺の森林整備事業の実施が増加する。
市町村、地元の状況	相良村から県営林道事業実施に係る代行依頼書が提出されており、相良村の事業推進体制も整っている。
説明会の開催状況と関係者の意向	四浦西線に係る関係者からの同意を概ね得ている。 今後、地区代表者に対する説明会を、県及び町で連携して開催する予定である。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 【沿線に希少野生動植物(クマタカ等)が生息している可能性があるため、路線計画・施工にあたっては影響の無いように配慮する。】	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 【保安林があるため、機能維持に配慮する。】	有

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 【切土・盛土の地形改変量を少なくし、天然林を極力残す等、多様な動植物が生息できるよう生態系や自然環境に配慮する。】	有

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 【工事が与える影響は軽微であると思慮されるが、法面の緑化を図る等水源かん養機能に配慮する。】	有

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財包蔵地があるため、文化財関係部局と調整を行いながら事業を実施する。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

### 評点 重要性、必要性、緊急性、効率性の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
重要性	1) 事業計画の位置付け	5	a	5
	2) 事業の広域性(市町村合併支援等)	5	d	0
		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性	3) 特定地域振興	5	b	4
	4) 利用区域面積	10	b	8
	5) 森林経営計画の認定	15	a	15
	6) 交通の利便性	10	b	8
		40	計	35

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	7) 森林資源の成熟度	10	a	10
	8) 他の公共事業や施策との関連	10	a	10
	9) 地域防災上の効果	10	b	8
		30	計	28

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
効率性	10) 費用対効果の算定	20	b	16
		20	計	16

合計	100		84
----	-----	--	----